

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 法人理念「誠実と笑顔で社会に貢献」が明文化されている。それを踏まえて、2つの誓い「常に自己研鑽し質の高いサービスに真心で努め利用者の皆様に奉仕する」「互いに力を合わせ明るく楽しい施設運営に努め地域の皆様に奉仕する」が明文化されている。理念や基本方針等については、事務所に掲示するとともに職員会議等で周知を図っている。また、利用者周知については、施設や支援の内容などの説明資料「入所にあたって」を活用している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 母体法人は児童分野・障害分野・高齢分野に渡って複合的な施設展開を行っており、全般的な福祉動向についての情報収集を行うとともに、各種研修への参加を通して母子生活支援施設に係る情報分析に努めている。また、地域機関・団体との連携により地域のニーズ把握に取り組むとともに、法人の運営企画会議等で財務状況の把握や分析に努めている。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c

＜コメント＞

母子生活支援施設のニーズが従前からの住宅及び経済的ニーズからDV、障がい、虐待、外国籍等のニーズへと多様化してきている現在、時代の要請に呼応した役割を果たすべく、職員の支援の質の向上に取り組むと同時に、経営体質の強化に向けた取り組みがさらに必要となると思われる。法人の運営企画会議において施設を取り巻く経営環境の把握、経営状況の分析や経営の効率化について検討し、その結果を職員に周知している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 社会的養護関係施設をめぐる制度変動に伴う経営課題を踏まえた中・長期ビジョンが明示された中・長期計画が策定されている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 中・長期ビジョンを踏まえて、事業全体を概観できる事業計画が策定されている。予算付けがなされており、適正な遂行が可能な計画と考える。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 前年度の事業報告をもとに、今年度の事業計画を各部署レベルで策定し、職員会議で検討し、職員間での共有を図っている。小規模の施設であり、アットホームな雰囲気を持ちつつ、職員チーム一丸となり、ボトムアップ型の計画策定や見直しが行われている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 事業計画や施設や支援の内容などの説明冊子は文書化されており、利用者への配布、月例会や小学生の会等の機会を捉えて、説明を行っている。施設種別の特性から困難なことではあるが、今後とも、利用者向けに分かりやすい資料を作成する等、理解促進に向けた取り組みに期待したい。		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉐・b・c
<コメント> 施設の自己評価や第三者評価は職員参画のもとで実施し、職員全員で課題について検討し、共有するとともに職員の支援の質の向上に活かしている。小規模な施設であり、職員間の情報共有は徹底されている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉐・b・c
<コメント> ICT化が進められており、グループウェアを活用した組織的な取り組みができています。今後ともPDCAを回して、組織的・計画的に評価結果の分析等を進める等、改善に向けた取り組みの推進に期待したい。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉐・b・c
<コメント> 施設長は施設管理規程において自らの役割と責任を明示し、ミーティング等で表明している。また、グループウェアを通じて、職務分掌、災害時の役割と責任等について表明している。常に現場に身を置き、日常的な支援を通じて、リーダーシップを発揮している。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉐・b・c
<コメント> 施設長は、遵守すべき関係法令について積極的に研修に参加し、職員に周知している。また、グループウェアを活用した系統的なリスト化に向けた取り組みを行っている。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉐・b・c
<コメント>		

施設長は職員会議等で施設の運営方針や支援についての話し合いを行うとともに、職員にスーパーバイズを行う等、支援の質の向上について指導力を発揮している。とりわけ、コロナ禍の状況にある現在、対応策やマニュアルの作成、職員への注意喚起等を通じて、リーダーシップを発揮している。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉔・c
＜コメント＞ 施設長は法人が開催する運営企画会議において施設を取り巻く経営環境の把握、経営状況の分析や経営の効率化について検討し、その結果を職員に周知している。しかしながら、支援の質の向上と経営管理の強化は相反する課題である。にもかかわらず、現場の支援の質の向上だけではなく、戦略的な経営管理についても関心を寄せていく必要があると考える。今後、経営課題の検討について、より職員参画を進め、支援の質の向上と経営体質の強化に向けた取り組みに期待したい。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 様々なチャネルを活用した人材確保のシステムを構築している。また人材が定着し、現場支援の経験値を高めて、安定した運営ができています。採用後には新入職員研修、外部研修への参加や内部研修の実施等、職員の教育研修に力を入れているとともに、日常的な業務の中での指導等を通じて定着支援に努めている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 法人全体で人事考課の客観的な基準が整備され、目標管理とリンクした人事考課システムが導入されている。また、自己評価や定期的にフィードバック面接を行っている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉔・b・c
＜コメント＞ 職員の有給の消化率や就業状況を定期的にチェックし、把握している。また、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として、職員個々の家庭状況に配慮した勤務体制づくりに配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。福利厚生については、福利厚生センター、民間社会福祉事業従事者共済会に加入しており、健康診断やストレスチェックの実施等、充実した体制を確立している。		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 目標管理や研修による人材育成が実施されている。施設内研修、外部研修の受講、研修後のふり返りや評価、職員個々のOJT、スーパーバイズ等、各種の研修を計画的に実施している。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> 毎年、研修計画を策定し、実施状況を評価して見直しを行っている。今年度は、コロナ禍の影響で開催が制限的な状況にあるが、その中でもできる限り参加し、職員育成に努めている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉠・b・c
<コメント> 職員個々の年間研修計画が策定され、計画に基づいた研修が実施されている。また、職員の希望や意向を反映させた研修を取り入れている。今後とも、目標管理の仕組みと連動させ、職員個々のスキルをアセスメントし、計画策定に反映させる取り組みを継続されたい。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<コメント> 実習担当職員を中心に、実習生の受け入れマニュアルを整備し、積極的な受け入れを行っている。受け入れにあたっては、窓口を設置し、養成校と連携しながら、事前のオリエンテーション、実習後のカンファレンスを通して振り返りを行い、次年度の受け入れに反映させている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・㉢
<コメント> 全国母子生活支援施設協議会や行政のホームページなどで、母子生活支援施設の説明について記載されてあるが、施設としては利用者の情報秘匿のため情報公開は行なわない。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c

<コメント> 法人として公認会計士事務所による定期巡回指導を受け、事務、経理、取引等についてルール化している。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 利用者の安全確保のため、地域に向けて施設の開示は困難であり、また、施設種別の特性から地域活動には限界がある。その中の範囲内での交流であるが、地域との交流を深めるべく努めている。また、制限がある中でもニーズに応じて、トワイライト事業を実施するなど、できる限り地域の社会資源を活用できるよう努めるとともに、地域の関係機関・団体との連携を密にしている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<コメント> 今年度は、コロナ禍の影響により、制限的な状況にあるが、例年はボランティアの受け入れマニュアルを整備し、学習ボランティアや実習生による行事のボランティア等を受けている。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<コメント> 各福祉事務所をはじめ、子ども相談センター、子ども・若者総合支援センターその他、様々な関係機関と密な連携を図っており、ネットワークの連携強化に努めている。また、施設を取り巻く関係機関・団体や社会資源についてリスト化している。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉡・c
<コメント> 地域の福祉ニーズの把握や地域との関わり方について、利用者のプライバシー保護や安全確保を担保しながら、専門的施設としての機能をどのような形で地域に提供していくのか、今後の課題としている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c

＜コメント＞

社会福祉法人改革の流れの中で、法人の使命として、公益的な事業活動がより求められてくる。施設の特徴から制限された活動になると考えられるが、トワイライト事業の実施や地域の清掃作業その他、地域貢献活動を行っている。今後とも、地域ニーズの潜在的なニーズを捉え、この分野でのさらなる事業拡充に向けた取り組みに期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 毎年、基本姿勢、職業倫理や権利擁護について話し合う機会を定期的に設けている。各職員が基本姿勢や職業倫理に基づいた年間の支援目標を発表し、母親と子どもの最善の利益を目指して支援している。また、研修や職員会議等を通じて利用者を尊重した支援姿勢を職員間で共有している。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 利用者の秘匿情報を高いレベルで守る必要のある施設であるので、とりわけ、利用者のプライバシー保護等の権利擁護について、日頃から十分に注意を払い、支援している。また、母親や子どもにプライバシー保護や権利擁護について、入所時に説明するとともに、居室環境の整備等、ハード面でもプライバシー確保に向けた取り組みを行っている。		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 支援内容が記載されたパンフレットや生活のしおりを作成し、絵やルビを使用した分かりやすい資料を用いて丁寧に説明をしている。施設見学や体験入所も受け入れている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 施設での生活に不安を抱いている親子がスムーズに生活に溶け込めるよう、設備や行事、決まり事等について、生活のしおりを基に、丁寧に説明し、納得した上での入所していただいている。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 施設の変更や退所については引き継ぎや申し送り方法を決め、適切な支援を行っている。また、関係機関との連携を密にし、退所後も継続して相談ができるようにする等、利用者のアフターケアに取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 母親と子どもにアンケートを実施し、満足度を把握している。小規模な施設であり、家族会議への参加や日常的な生活支援を通じて、意見を聞く機会を有している。		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 苦情解決責任者、苦情解決担当者や第三者委員が設置され、マニュアルが整備される等、苦情解決の仕組みが確立されている。苦情解決の仕組みについての利用者向け文書を配布するとともに、施設内に掲示して、利用者に分かりやすく知らせている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 日頃から、話しやすい雰囲気づくりに努め、アットホームな支援に心がけている。家族会議での相談を受けたり、相談室等を活用して意見を述べやすいスペースも確保している。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 意見箱を設置し、母親と子どもからの相談や意向の把握に努めるとともに、マニュアルを整備し、グループウェアを活用して職員間で共有し、迅速に対応している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 小規模の施設であり、リスクマネジメントに関しても職員全員の意識統一ができています。緊急時対		

応に関するマニュアルを整備し、ヒヤリハットを収集して職員間で検討する等して、利用者の安心・安全な支援に資すべく活用している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 感染症対策マニュアルを整備し、職員への研修を実施するとともに、月例会等の機会を捉えて、利用者への注意喚起を呼びかけ、予防策の周知に努めている。コロナ禍の状況にあるので、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成している。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 事業継続計画（BCP）を作成し、定期的に様々な災害に備えた避難訓練を実施し、職員や利用者の防災意識を高め、食糧品を備蓄し、災害に備えている。今年度は自家発電装置を備えた。		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 個々のサービスの標準的な実施方法については、個々のサービスに応じた各種マニュアルを作成し、職員周知に努めている。今後とも継続して、さらなる系統的なマニュアル整備の充実に向けた取り組みに期待したい。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 毎年、現状の支援体制を踏まえ、年度末に会議で話し合い、マニュアル類の定期的な見直しを行っている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 施設で統一された様式を用いてアセスメントを行い、多職種が集まり、検討会議を開いて母親、子どもの自立支援計画票を作成している。		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<コメント> 毎年、利用者の課題に変化があった都度及び半期ごとに定期的な見直しを行っている。		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<コメント> グループウェアを活用したネットワーク環境ができており、一元的に管理されている。支援の様子や利用者の状況等、様々な情報にいつでもアクセスできるので、職員間で常に共有化できる体制にある。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<コメント> 個人情報保護規程や記録の保管・保存・廃棄に関するマニュアルが整備されている。記録のデータベース化を進めており、パソコンネットワークシステムで情報セキュリティ対策を行い、一元的に管理する体制を確立している。		

内容評価基準（27 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・c
<コメント> 母親と子どもの人格を尊重する観点から、一人ひとりの価値観やライフスタイル、意見や意向を受け止めつつ、支援に取り組んでいる。最善の利益に配慮した支援となっているか、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障した支援となっているか等、各種会議の中で取り上げ、常に職員全員で検討している。また、権利擁護に係る研修を受けたり、倫理綱領などを基に職員間で話し合う機会を持つ等して職員の共通理解に努めている。		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・㉢
<コメント> 日頃から職員会議において、不適切な関わり防止について話し合っており、不適切なかかわりの起こりやすい場面等では、常に複数の職員でサポートできる体制を整備するとともに、職員同士で情報を共有し、振り返りを行い、かかわり技術の向上に努めている。現在、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアルの作成について検討中であり、今後の作成に向けた取り組みに期待したい。		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	㉠・b・c
<コメント> 母親や子ども言動、行為等の日常生活の様子を注意深く観察して、子どもからのサインや表情を見逃さないようにし、変化があれば何気なく関わる等して原因を探り、対応している。また、「家族会議」では職員が食事を作り、母親と子どもをその食事会に招き、和やかな雰囲気の中で話し合いを行い、親子の関係修復を図ったりしている。母親の集まる月例会では権利擁護についてのテーマで研修を行い、虐待や不適切な行為、言動について話し合ったりする等、学びの場を提供している。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉠・b・c
<コメント> 朝夕の親子の様子を観察し、いつもと違う様子があれば、機会を捉えて話しかけ、一緒に考えたりしている。また、感情が高ぶっていたり、怒りの感情の表出がある場合には、共感的な姿勢で受け止めるとともに支持的に語りかける等して不適切なかかわりにならないよう支援にあたっている。施設内の巡回も行い、プライバシーに配慮しながら様子を見守っている。		

A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	㉠・b・c
<コメント> 個人の思想や信教については当然に自由である。同時に施設内の勧誘等の布教活動は禁止している。これらのことを入居時に説明している。		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
<コメント> 母親や子どもが自主的に決めていく自治会組織がある。毎月の母親の月例会や子どもを学校に安全に届けるための登校当番連絡会議では、母親が自主的に意見を出し合い、活動する機会となっている。その他、子どもの誕生日会や行事の会等、職員は母親や子どもたちによって運営されている会の進行を見守りつつ、側面的な支援にあたっている。		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	㉠・b・c
<コメント> 母親は「自立のための計画表」、子どもは「生きる力チェックシート」を定期的に作成し、職員と共に話し合いながら、それぞれの母親や子どもの自己肯定感が高まるよう、そして自ら考えて行動できるよう支援している。		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	㉠・b・c
<コメント> 年間を通して、季節に合った行事等を計画している。準備段階から母親や子どもに参画してもらい、施設全体で行うプログラムとなっている。毎月行う誕生日会では、子どもたちがプログラムを考え、それぞれが役割を持って担当している。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 退所後には、施設は家庭訪問や電話で様子を伺う等、長期に渡ってつながりを持ち、いつでも相談できる体制である。また、退所後の生活が安定して営めるよう退所後の支援計画を作成している。さらに、退所後に発生する問題については、地域の関係機関と連携して支援にあたっている。また利用		

者には相談窓口や担当者の一覧表を渡す等、情報提供を行っている。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	㉑・b・c
〈コメント〉 職員会議で利用者の情報を共有しながら、利用者の意思を尊重し、気持ちに寄り添いながら支援している。様々な事由や課題を抱えて入所してきた母親や子どもに対して、関係機関と連携を取りながら、社会的な問題や生活課題についてアセスメントし、自立支援計画を作成し、専門的な支援を行っている。		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	㉑・b・c
〈コメント〉 24時間の見守り体制があり、不審者の侵入はできない安全な居住環境であることを説明し、様々な情報提供や生活環境の整備、子どもの教育や保育の場の確保等、それぞれのニーズに応じた支援を行っている。入所にあたり、すぐ生活が始められるように必要な生活物品の貸し出しや、必要な行政手続きの同行支援の配慮を行っている。入所時より母親や子どもに寄り添い、早期の信頼関係の構築を目指している。		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	㉑・b・c
〈コメント〉 例えば、初めて育児をする母親に対しては、ミルクの飲ませ方、沐浴の仕方等、一つずつ丁寧に伝えたり、毎月クッキングタイムを実施し、職員と共に料理を作り、楽しみながら調理の技術を身につける等、安定した生活を営むために必要な技術の習得のための支援を行っている。		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	㉑・b・c
〈コメント〉 母親教室への行けなかった母親にはミルクの飲ませ方やおむつのあて方等、育児全般についても一緒にいながら自信を持てるよう支援をしている。発達に課題を持つ子どもが増える中、その不安や悩みに寄り添い、母親が落ち着いて子どもと向き合えるまで子どもの補完保育を行ったり、就労して		

いる母親には家事援助を行う等、子どもとのかかわりが適切に行われるよう支援している。		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 安定した対人関係を築いてもらえるよう、それぞれの問題や不安を聞き取る機会をもったり、様々な場面で声をかけたりして、職員との信頼関係を築いている。特に就労上のストレス等については、希望に応じて心理療法を行う等、専門的な支援を実施する体制がある。		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 保育園等と連携を取りながら、ひとり一人の子どもの育ちを保障するために、自立支援計画を立て、支援を行っている。発育に問題がある子に対しても、療育機関と連携し、ことばの教室や機能訓練等に同行支援をしたり、放課後デイサービスのお迎えや病後児童の預かり、補完保育を行う等、様々な支援を行っている。		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 地域の塾と提携して施設で個別指導の学習塾を開いたり、ボランティアを受け入れ、定期的な学習支援を行っている。現在のコロナ禍の状況では、職員がマンツーマン指導で、学習の時間を持つなどして学習習慣の獲得や学習への取り組む姿勢が持てるよう支援している。子どもの進学について高校等と連携して受験に向けた取り組みを行っている。進学後も安心して過ごす事ができるよう学校の先生や関係機関と支援会議等を行っている。		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 母親以外の身近なおとなである職員は、受容的な態度で接し、信頼関係を作るためにマンツーマンの個別学習等の支援を通して信頼関係の形成に努めている。職員以外には学習ボランティアや学生、塾の先生、運動選手等との母親以外の大人との関わる機会を設ける等して、人間関係の構築の場を提供している。また、子どもたちの自治を尊重し、自治会活動等を通じて自主性や発言力を身につけるよう支援している。		
A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞		

職員は性教育について研修を受講し、子どもの発達段階に合った指導や助言ができるよう準備している。図書館には子どもと一緒に読む本、読み聞かせ、性の疑問に答える本等を揃えて母親に紹介する等して活用を促している。また、思春期を迎えた男子児童に対しては、母親からは伝えられない部分に関して男性職員がサポートする等して成長に合わせた支援を行っている。		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	㉑・b・c
〈コメント〉 緊急利用に備えて、いつでも対応できるように、居室には冷蔵庫、洗濯機、布団、衣類、食料品等が準備され、受け入れ体制を整えている。緊急保護は警察、配偶者暴力相談支援センター等関係機関とも密に連携しながら実施している。職員による24時間の支援体制があり、夜間も警備職員を配置して見守りを行っている。また緊急時の対応マニュアルも整備するとともに、研修や訓練も実施している。		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	㉑・b・c
〈コメント〉 保護命令や支援措置等の手続きについて、弁護士等の専門家への相談支援を行っている。母親や子どもの所在はDV加害者には知られないように学校、行政等の手続きを行っている。また危険が及ぶ可能性がある場合には他県の行政とも連携し、転居等の支援を行っている。		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	㉑・b・c
〈コメント〉 DV被害によって、心身共に疲弊した母親と子どもの体調の回復を図るため、心理療法や相談を行う等、支援している。必要に応じて心療内科、精神科等の医療機関と連携し、職員チーム一丸で、入所者の心身の安定に向けた取り組みを行っている。		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	㉑・b・c
〈コメント〉 本人が職員と安心してゆっくり気持ちを話す事ができる時間を持ち、子どもの気持ちを受け止める時間を作っている。その関わりから子どもがホッとできる安心感を得て、心の安定につながるよう支援に努めている。必要の場合は、心理療法を行ったり、精神科医療機関との連携を図り、専門家による支援も受けられるようにしている。		

A ㉓	A-2-(6)-㉔ 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	㉓・b・c
＜コメント＞ 必要に応じて、子ども相談センター、学校、保育所等関係機関と密に連携を取りつつ、子どもの権利が保障され、子どもが安心して暮らせるように支援している。		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A ㉔	A-2-(7)-㉑ 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 職員は、母親と子どもそれぞれの思いに寄り添いながら、個別に相談に応じている。また、それぞれの意見を出し合えるよう家族会議を行い、問題解決の支援を行っている。職員の手作りの料理やお菓子を提供する等して、くつろいで話し合えるような雰囲気づくりに努めている。また、必要に応じて他の親族との関係調整を行っている。		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A ㉕	A-2-(8)-㉑ 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㉕・b・c
＜コメント＞ 障がいや精神疾患、外国籍の母子など、特別な配慮を必要とする入所者が増加しており、必要に応じて関係機関と連携し、様々な社会資源を活用しながら支援している。		
A-2-(9) 就労支援		
A ㉖	A-2-(9)-㉑ 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 福祉事務所やハローワーク等と連携を取りながら、必要に応じて職員も同行して職場見学や職業訓練を利用した求職活動を支援している。就労のために、運転免許や介護資格等の取得を支援している。また補完保育、病児保育、学童保育、トワイライト等を実施する等支援している。		
A ㉗	A-2-(9)-㉒ 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	㉗・b・c
＜コメント＞ 仕事上の悩みについて傾聴し、職場の人間関係のストレスを受け止めて、コーピングの助言を行う等して支援している。仕事内容の理解が困難な場合には、一緒に考えながら、就労先と連携を取りながら、就労継続に向けた支援を行っている。また特別な配慮が必要な母親に対しては、本人の能力、個性に合った就労先を紹介する等、様々な策を検討する等して支援している。		